

将来を見据えた
新たな取り組みへの挑戦を応援します！



長浜市新時代開拓支援事業補助金のお知らせ ～ Q & A 初版～

目次（応募案内の見出しに対応する項目）

3. 補助対象者	2
4. 補助対象事業	2
5. 補助対象経費と具体例	3
6. 補助率、補助上限額	3
8. 手続きの流れ（詳細）	3
9. 提出書類	4
10. 補助対象期間	4
11. 申請手続き等	5
12. 事業の採択	5
13. 補助事業者の義務等	5
14. 注意事項	6

3. 補助対象者

Q 3-1 NPO法人は対象になりますか。

A 3-1 中小企業団体（事業協同組合や連合会）や社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合は本補助金の対象になりません。

Q 3-2 従業員数はいつ現在の数で判断するのですか。

A 3-2 事業概要報告書提出時点の従業員数で補助金区分を判断します。

4. 補助対象事業

Q 4-1 どのような事業が対象になるのですか。

A 4-1 **3. 補助対象事業**にあるの8つの事業の主旨に該当すれば、本補助金の対象となります。ただし本補助金は、採択検討委員会を意見を聴取し、市が採択事業を決定する競争的資金となるため、採択基準により合致した取り組みを採択する予定です。

Q 4-2 現在実施している事業も対象になりますか。

A 4-2 事業が採択され、交付決定通知書受領後に実施する事業が対象となります。現在実施している事業や、事業概要書等提出後であっても、交付決定通知書受領前に実施する事業は対象外となりますので、ご注意ください。

Q 4-3 新たな事業を始めようと思います。どの事業区分に該当しますか。

A 4-3 ⑦販路拡大に関する事業に該当すると考えられます。

Q 4-4 検討している事業が8つの事業のうち、複数に該当します。どの事業区分で申請すればよいですか。

A 4-4 自社の目指す方向性等に最も合致する事業区分で申請してください。

5. 補助対象経費と具体例

Q 5-1 プリンターはハードウェア購入費に該当しますか。

A 5-1 パソコン周辺機器に該当するため、ハードウェア購入費になる可能性があります。ただし、事業における目的や用途が明確でない場合は、汎用性が高く、事業の実施に専ら使用すると判断できないため対象外となります。また、1万円未満（消費税及び地方消費税を除く）の機器等は本事業において消耗品費となるため対象外となります。

Q 5-2 パソコンをリースします。どの科目に計上すればよいですか。

A 5-2 借損料に計上してください。交付決定通知日から補助対象期間までの経費が対象となります。

6. 補助率、補助上限額

Q 6-1 従業員の退職により、事業概要書に記入していた従業員数より減ってしまいました。補助金額は減ってしまいますか。

A 6-1 事業概要書提出時点での従業員数の区分により、補助上限額を決定するため、報告書提出後、従業員数の増減があっても上限額は変わりません。

8. 手続きの流れ（詳細）

Q 8-1 電子申請がうまくできるか不安です。

A 8-1 長浜ビジネスサポート協議会が、電子申請をサポートします。事業概要書等に入力する内容を決めてから、長浜ビジネスサポートセンターにお越しください。

9. 提出書類

Q 9-1 開業届の写しがありません。

A 9-1 代替の書類として、長浜市内において客観的に事業の実態が確認できる書類等を提出してください（ホームページ、他会社との契約書等）。

Q 9-2 事業の内容等が実施計画書に書ききれません。

A 9-2 事業計画書は各項目、300字以内に要約して入力してください。事業の内容が書ききれない場合は、別途必要に応じて事業説明資料にまとめて提出してください。ただし A4 で片面 5 枚以内とします。

Q 9-3 補足資料はどんなものを提出すればよいですか。

A 9-3 事業計画書で説明した事業が、どのような内容なのかがわかる書類等を提出してください。検討委員会での意見聴取にも影響しますので、計画書と補足資料で事業の全容がわかるように整えてください。

機械装置等の導入 → 新旧の機械の仕様がわかるもの、図面等
研修派遣や展示会の出展 → パンフレット等

10. 補助対象期間

Q 10-1 すでに取り組んでいる事業は対象にならないのですか。

A 10-1 対象になりません。事業概要書提出後、採択検討委員会の意見聴取を経て、採択が決定された事業で、かつ交付決定を受けた後に、取り組む事業が対象となります。

1.1. 申請手続き等

Q 1 1 - 1 第1期の募集で事業が採択となりました。第2期も応募できますか。

A 1 1 - 1 補助金の交付は1回限りとなりますので、第1期募集で事業が採択された場合は、第2期の応募はできません。

Q 1 1 - 2 第1期募集で事業が採択されませんでした。第2期も応募できますか。

A 1 1 - 2 補助金の交付決定を受けていないため、第2期も応募できます。ただし、第1期同様に採択検討委員会の意見聴取を経ての事業採択となりますので、事業をブラッシュアップする必要があります。

1.2. 事業の採択

Q 1 2 - 1 採択検討委員会で事業者が説明する場はありますか。

A 1 2 - 1 提出された書類等から事業の内容を把握し、採択基準に基づき意見を徴取します。事業者等によるプレゼンテーション等は実施しませんので、事業概要書や事業計画書に、補助事業の目的等をしっかり記載してください。(必要に応じて、ヒアリング等を実施することがあります。)

Q 1 2 - 2 どの採択基準が重要視されますか。

A 1 2 - 2 採択基準の5項目を用いて、総合的に判断します。

1.3. 補助事業者の義務等

Q 1 3 - 1 当初の計画どおりに事業が実施できない見通しとなりました。どうしたらいいですか。

A 1 3 - 1 変更交付申請や取り下げが必要な場合がありますので、まずは、長

浜ビジネスサポート協議会に電話等で状況をお知らせください。

14. 注意事項

Q14-1 支払に必要なため、先に補助金をもらえませんか。

A14-1 本補助金は、補助事業終了後、完了検査等の確認手続きを経たのちに交付します。補助事業完了前に補助金を交付することはありません。

◆ 4月1日以降の問い合わせ先 ◆

一般社団法人 長浜ビジネスサポート協議会

〒526-0037 長浜市高田町12番34号
電話 0749-53-2770
FAX 0749-53-2780
E-mail shinjidai@nagahamabiz.com

◆ 発行 ◆

長浜市産業観光部商工振興課

〒526-8501 長浜市八幡東町632
電話 0749-65-8766
FAX 0749-64-0396
E-mail syoukou@city.nagahama.lg.jp

